

松本市美術館レストラン・カフェのテナント募集要領

この要領は、松本市美術館附属レストラン・カフェのテナント募集について示したものです。

1 賃貸施設

松本市美術館 レストラン・カフェ

2 施設の仕様

(1) 賃貸部分	レストラン・カフェ	93.45㎡
	客席	45.41㎡
	厨房・パントリー	41.29㎡（従業員専用トイレ付）
	エントランス	6.75㎡

(2) 建物構造 鉄筋コンクリート造 平屋建て

(3) 設備関係

- ・換気扇、フード、給排水配管、照明は既設のものを使用
- ・厨房器具、冷蔵庫はテナント側の持ち込み
- ・客用便所は美術館施設と共用（テナント面積には含みません。清掃は美術館で対応します。）

(4) 備品関係

- ・客席のイス・テーブル、隔て壁、ショーケースカウンター、造り付けの棚は美術館から無償で貸付けますが、不要な場合は使用者の負担でご用意ください。
- ・明らかに使用者の責に帰す破損等を除き、経年変化、使用による消耗の補修は美術館側で行います。

3 使用料金等

次の料金について、指定の方法により毎月の支払いとなります。

(1) レストラン・カフェ 61,600円/月（令和2年度使用料）

※固定資産評価額を基準に算出するため年度により変動する場合があります。

(2) 光熱水費

- ・水道料金 水道局と使用者との直接契約
- ・電気料金 美術館と使用者間で小メーターの毎月精算
- ・ガス料金 同上

4 貸付条件

(1) 営業は最低3年間の継続を希望します。

(2) 貸付けの手続きは、松本市行政財産使用許可により1年毎の申請、許可となります。
許可条件に抵触しない場合やその他運営上の大きな問題がない場合は、更新手続きにより使用許可を継続します。

(3) 運営にあたり、美術館運営の理念を共有し相互協力をお願いします。

- (4) 善良な管理者の注意をもって使用するとともに、使用許可条件を遵守してください。
許可の条件に違反する場合、許可の取り消し、変更を命ずる場合があります。
- (5) レストラン・カフェの来客用駐車場は美術館のものをご使用ください。(駐車場収容台数80台)
- (6) 営業時間は午前9時から午後9時までの間で美術館と協議し設定してください。
開店時間は10時を希望します。

5 応募資格

- (1) 市税等の滞納がなく健全な経営状況にあること。
- (2) 原則として他店を経営し、美術館の出店が単独営業にならないこと。(全体でスタッフ等のやり繰り、融通が利くことを望みます。)

6 募集・選考方法

(1) 選考方法

所定の提案書をご提出いただき、面接を行い選考します。

(2) 申込書

別紙のとおりです。

(3) スケジュール

7月30日(金) 提案書提出期限

8月31日(火) 選考会(面接)

以後 営業のための手続き、準備に入っていただきますが、令和4年3月まで大規模改修工事を行っているため、厨房機器等の搬入は令和4年2月以降になります。

(4) 留意事項

美術館がリニューアルオープンする令和4年4月下旬(予定)からの開店を希望します。

(5) 質疑の受付

7月21日(水)までに、美術館へメールまたはファックスでお寄せください。まためたうえ、7月28日(水)までに回答いたします。

(6) 選考結果の発表

選考結果はできるだけ速やかにご連絡します。

7 その他

下見を希望される場合は事前にご連絡ください。

8 連絡先

松本市美術館 担当 羽田野昌司

電話 0263-39-7400

ファックス 0263-39-3400

Email: museum@city.matsumoto.lg.jp